



投資信託説明書(交付目論見書)

2026年03月10日

フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド Aコース(ダイワ投資一任専用)／Bコース(ダイワ投資一任専用)

追加型投信／内外／債券

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
Aコース	追加型	内外	債券	その他資産(投資信託証券(債券一般))	年1回	グローバル(含む日本)	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)
Bコース								なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会^(注)のホームページ[<https://www.toushin.or.jp/>]をご参照下さい。

(注)2026年4月1日付で「一般社団法人資産運用業協会」へ名称変更される予定です。

※当ファンドは、ダイワファンドラップ アクティブ・シリーズを構成するファンドの1つです。

くわしくは販売会社にお問合せ下さい。

※当資料において、フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド Aコース(ダイワ投資一任専用)を「Aコース」、フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド Bコース(ダイワ投資一任専用)を「Bコース」と表記することがあります。

- 本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本文書により行なう「フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド Aコース(ダイワ投資一任専用)」及び「フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド Bコース(ダイワ投資一任専用)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年9月9日に関東財務局長に提出しており、2025年9月10日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。



●委託会社[ファンドの運用の指図を行なう者]

フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第388号

ホームページ <https://www.fidelity.co.jp/>

ナビダイヤル 0570-051-104(営業日の9:00~17:00)

固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。

国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。

●受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

〈委託会社の情報〉

委託会社名 フィデリティ投信株式会社

設立年月日 1986年11月17日

資本金 10億円

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 8兆3,751億円

(2026年1月末現在)

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、利息等収入の確保と値上がり益の追求による投資信託財産の長期的な成長を目的に運用を行ないます。

ファンドの特色

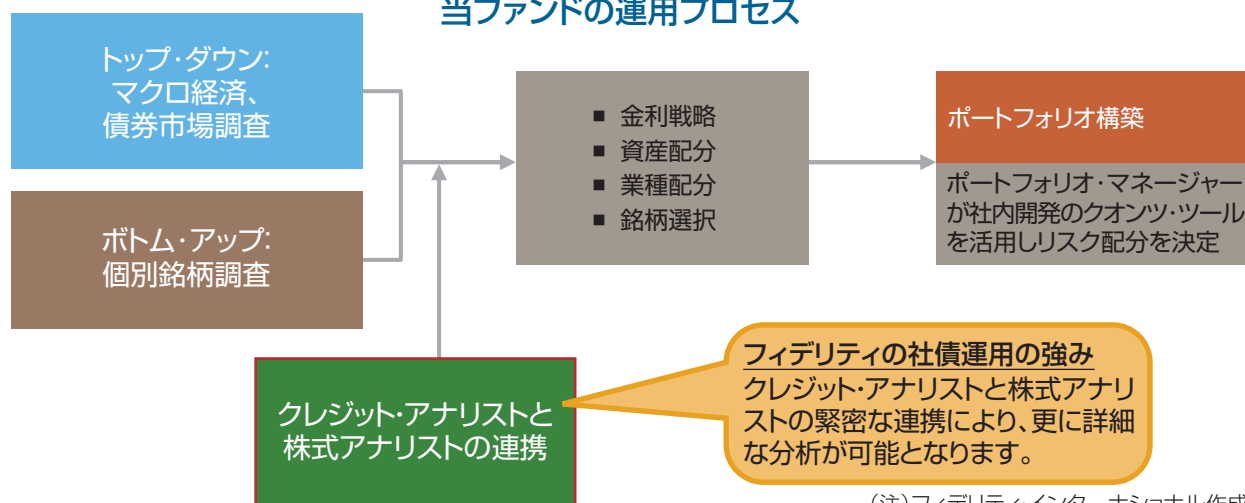
1 当ファンドは、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。

- 当ファンドの購入の申込みを行なう投資者は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

2 先進国を中心とした世界各国通貨建て(日本円を除く)の公社債(国債、政府機関債、社債等)に主として投資を行ないます。

- 世界各国のマクロ経済、債券市場、個別企業などを分析するグローバルな債券調査・運用体制に加え、株式調査チームのリサーチも徹底活用し、複数の戦略を融合したポートフォリオを構築します。

当ファンドの運用プロセス



(注)フィデリティ・インターナショナル作成。

- 原則、投資適格(トリプルB格[BBB-/Baa3]以上)の公社債に投資を行ない、利子収入と値上がり益の組み合わせにより、トータルリターンを最大化を目指すアクティブ運用を行ないます。

【運用の委託先】

マザーファンドの運用にあたっては、次の委託先に運用の指図に関する権限を委託します。

委託先名称	委託する業務の内容
FILインベストメンツ・インターナショナル (所在地:英国)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドに関する運用の指図を行ないます。
FILインベストメント・マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ・アール・エル ^(注)	

※運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

※FILインベストメンツ・インターナショナル、FILインベストメント・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ・アール・エルおよびフィデリティ投信株式会社は、独立系資産運用グループのフィデリティ・インターナショナルの一員です。フィデリティ・インターナショナルは、世界で280万以上のお客さまに投資に関するソリューション・サービス、退職関連の専門的知見を提供しています。

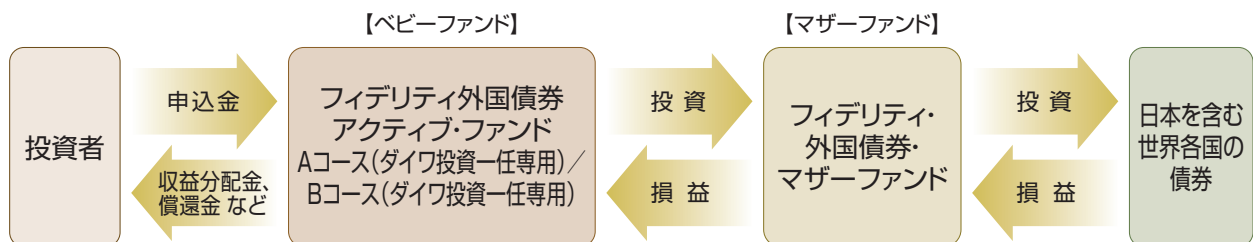
※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

(注)2026年3月2日付けで、ファンドにおける運用の指図に関する権限の委託先が、「FIL(ルクセンブルグ)・エス・エイ」から変更になりました。なお、当該変更は、組織変更(吸収合併)に伴うもので、当該ファンドに係る運用方針や運用スタイル等に変更ありません。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色2.の運用が行なわれないことがあります。

3

Aコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。

Bコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。

ファンドの目的・特色

4 毎年6月15日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

※上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

〈分配方針〉

毎決算時(原則6月15日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質的な直接投資は、原則として行ないません。ただし、転換社債の転換ならびに新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものを除きます。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の投資制限は、投資信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

基準価額の変動要因

- 投資信託は預貯金と異なります。
- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

〈主な変動要因〉

価 格 変 動 リ ス ク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
信 用 リ ス ク	有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。
金 利 変 動 リ ス ク	公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。
為 替 変 動 リ ス ク	Aコースは為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。Bコースは為替ヘッジを行わないため、外貨建の有価証券等に投資を行なう場合には、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
デ リ バ テ ィ ブ (派 生 商 品) に 関 す る リ ス ク	ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。デリバティブの利用はヘッジ目的に限定されず、運用の効率を高めたり、超過収益を得るための手段として用いられる場合もあります。デリバティブは基礎となる資産、利率、指数等の変動以上に値動きする場合があります。また、デリバティブ以外の資産の価格の動きに加えて、デリバティブの価格の動きがファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。
カントリー・リスク	投資対象国及び地域の政治・経済・社会情勢等の変化、証券市場・為替市場における脆弱性や規制等の混乱により、有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。税制・規制等は投資対象国及び地域の状況により異なり、また、それらが急遽変更されたり、新たに導入されたりすることがあります。これらの要因により、運用上の制約を受ける場合やファンドの基準価額の変動に影響を与える場合があります。なお、新興国への投資は先進国に比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

クーリング・オフ	ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
流動性リスク	ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要がある場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。
分配金に関する留意点	分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
購入・換金申込受付の中止及び取消しについての留意点	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策の変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等))があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。

リスクの管理体制

- 投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。
 - 運用部門 部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。
 - 運用に関するコンプライアンス部門 法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。
 - 運用リスク管理部門 流動性リスクを含むファンドの各種投資リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門等に報告しています。

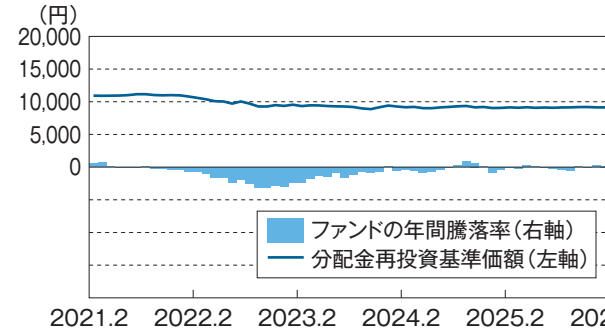
流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミティを設置しています。同コミティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

参考情報

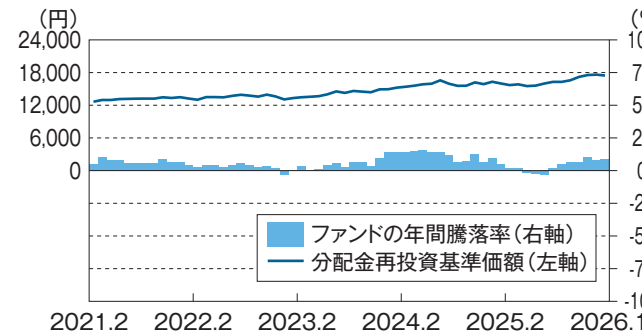
●以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

Aコース



Bコース



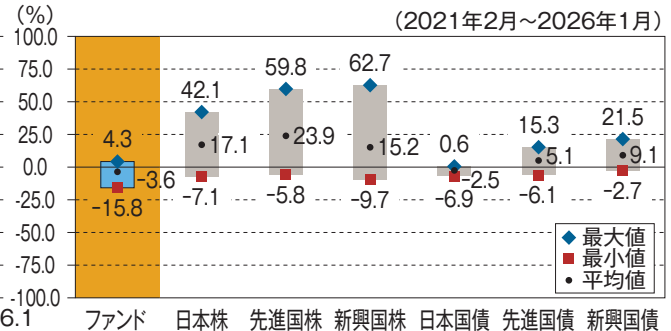
※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2021年2月～2026年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。

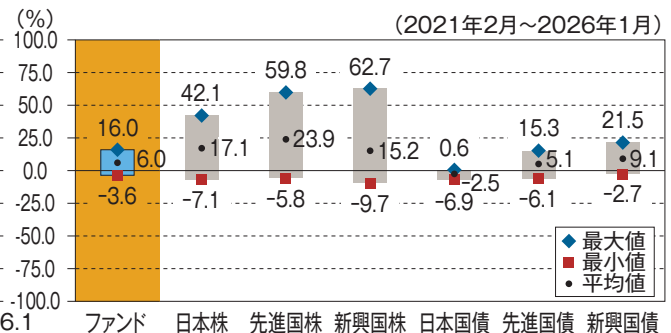
※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Aコース



Bコース



※2021年2月～2026年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

〔代表的な資産クラスの指数〕

日本株	TOPIX(配当込)	東証株価指数(TOPIX)(以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス(税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複製、使用、頒布することは禁じられています。 Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複製・転載を禁じます。

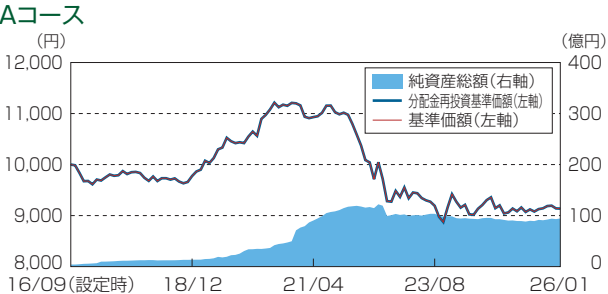
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

運用実績

(2026年1月30日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、分配金にかかる税金は考慮していません。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

基準価額	Aコース	Bコース
	9,137円	17,458円
純資産総額	Aコース	Bコース
	94.4億円	184.5億円

分配の推移

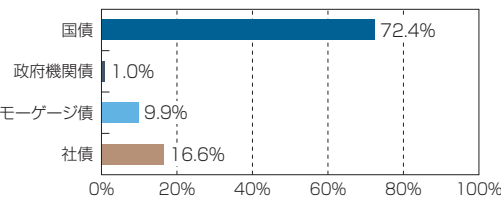
決算期	分配金(1万口当たり/税引前)	
	Aコース	Bコース
2021年6月	0円	0円
2022年6月	0円	0円
2023年6月	0円	0円
2024年6月	0円	0円
2025年6月	0円	0円
設定来累計	0円	0円

主要な資産の状況(マザーファンド)

組入上位10銘柄

	銘柄	種別	比率
1	米国国債 4.875% 2028/10/31	国債	9.5%
2	ドイツ国債 2.6% 2034/8/15	国債	6.7%
3	ドイツ国債 2.6% 2035/8/15	国債	4.8%
4	米国国債 4.25% 2030/1/31	国債	3.6%
5	米国国債 4.5% 2054/11/15	国債	3.5%
6	米国国債 4.25% 2034/11/15	国債	3.3%
7	米国国債 4.375% 2032/1/31	国債	3.3%
8	ドイツ国債 2.2% 2030/10/10	国債	3.1%
9	米国国債 4% 2029/7/31	国債	3.1%
10	米国国債 3.75% 2031/8/31	国債	3.0%

債券種別組入状況(対投資債券比率)



通貨別組入状況

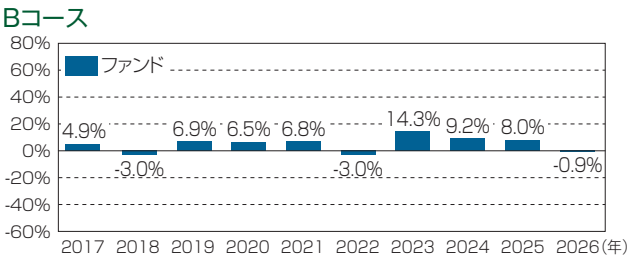
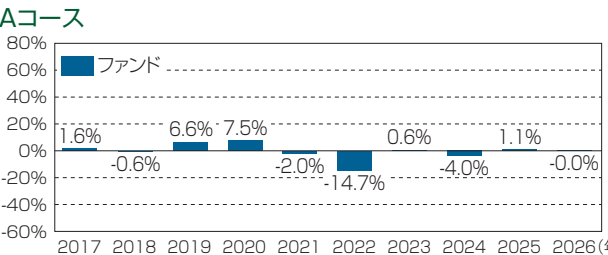
アメリカドル	58.4%
ユーロ	20.8%
イギリス・ポンド	5.6%
中国・元	5.5%
韓国・ウォン	3.1%
オーストラリアドル	1.6%
メキシコ・ペソ	1.5%
カナダドル	1.2%
その他	2.5%

格付別組入状況(対投資債券比率)

AAA/Aaa	20.5%
AA/Aa	49.6%
A	12.5%
BBB/Baa	7.4%
格付なし	9.9%

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社、フィッチ社による格付を採用し、最も高い格付を採用しています。〔「プラス/マイナス」の符号は省略しています。〕なお、モーゲージ債および格付のない場合は、「格付なし」に分類しています。

年間収益率の推移



※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。
※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。
※2026年は年初以降1月末までの実績となります。

お申込みメモ

購入時	購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。

換金時	換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。

申込について	申込締切時間	原則として、午後3時30分までに購入・換金の申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
	購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休業日およびロンドンにおける銀行の休業日においては、お申込みの受付は行ないません。
	購入の申込期間	2025年9月10日から2026年9月8日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
	設定日	2016年9月26日
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。

その他	信託期間	原則として無期限(2016年9月26日設定)
	繰上償還	各ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
	決算日	原則、毎年6月15日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。
	収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。
	信託金の限度額	各ファンドにつき1兆円
	公 告	原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ(https://www.fidelity.co.jp/)に掲載します。
	運用報告書	毎年6月のファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2026年1月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購 入 時 手 数 料	ありません。	—
信 託 財 産 留 保 額	基準価額に対し0.10%です。	換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられる額

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	年率0.5555% (税抜0.505%)	ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
配 分 (税抜) (注)	委託会社	委託した資金の運用の対価 ※マザーファンドの運用の委託先への報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用(信託報酬)の中から支払われます。
	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価
そ の 他 の 費 用 ・ 手 数 料	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	法定書類等の作成等に要する費用:有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷及び提出等に係る費用 監査費用:ファンドの監査人等に対する報酬及び費用
	組入の有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用、マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額等は、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。	組入の有価証券の売買委託手数料:有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 信託事務の諸費用等:投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息

(注)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※運用・管理にかかる費用の総額について、詳しくは、後掲の「(参考情報)ファンドの総経費率」をご参照ください。

税 金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税および 地方税	配当所得として課税 ^(注) 収益分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2026年1月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の 比率①	その他費用の 比率②
フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド Aコース(ダイワ投資一任専用)	0.59%	0.56%	0.04%
フィデリティ外国債券アクティブ・ファンド Bコース(ダイワ投資一任専用)	0.59%	0.56%	0.04%

(比率は年率、表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間は2024年6月18日～2025年6月16日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。